平成２７年（フ）第９１００号
東京都港区赤坂９－６－39－1904、商業登記簿上の本店所在地茨城県つくば市千現１丁目13番37号
破産者　株式会社アトリエＥｉｒａｉ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１０１号
茨城県つくば市千現１丁目13－37
破産者　小池　寛子（旧姓永来）
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１６２号
東京都千代田区神田岩本町１番地
破産者　株式会社日本デジタルアート
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１６３号
埼玉県さいたま市中央区上落合１丁目９－１－152
破産者　佐藤　　隆
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４８６号
神奈川県秦野市堀西72－３－102、住民票上の住所東京都中央区佃２丁目２－６－306
破産者　宮腰ゆう子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５３２号
東京都足立区西新井３丁目20－13－303
破産者　鈴木　一彦
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６１３号
東京都新宿区北新宿３丁目５－２
破産者　木村　清彦
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７８１号
東京都江戸川区西葛西６丁目26－２－303　シティハイツＡ、開始決定時の住所神奈川県横浜市神奈川区西神奈川１丁目９－14－905
破産者　小田切信介
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７８５号
神奈川県横浜市都筑区佐江戸町823－１－208
破産者　小松　克則
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８１０号
東京都大田区仲六郷１丁目33－５　小泉方201
破産者　高木　恵子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８６８号
東京都品川区大井４丁目25－９－101
破産者　山村　祐司
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８７６号
東京都墨田区堤通２丁目８－15－410
破産者　山村　哲己
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９０２号
東京都足立区谷中３丁目６－２－102
破産者　横山　直美
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９０４号
東京都北区岩淵町25－５－305
破産者　山口　　渉
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９２１号
埼玉県新座市片山１丁目19－10
破産者　高田　裕彦
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９４９号
東京都多摩市馬引沢２丁目３－10　ジュネパレス多摩№１　302
破産者　三佐川嗣規
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９７１号
東京都中野区白鷺３丁目15－21－202
破産者　小田　雄太
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００05号
東京都板橋区高島平１丁目46－５－202
破産者　金川　真記
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００２８号
東京都江戸川区中葛西６丁目１－21－103
破産者　千葉　淳子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００６７号
東京都墨田区押上２丁目19－18　岡田ビル１Ｆ
破産者　岡田　吉正
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００７７号
東京都品川区旗の台５丁目19－１－205
破産者　須藤　秀幸
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００７８号
東京都墨田区文花３丁目17－16－109、住民票上の住所東京都墨田区立花１丁目23－２－505
破産者　宮城　　薫
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部